

(1) 飲食店等への要請①

特措法第45条第2項

施設の種類	内 訳		要 請 内 容
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)	酒類提供又はカラオケ設備を提供する場合	施設の休止 営業時間短縮 5時から 20時まで
	【遊興施設】 遊興施設※(接待を伴う飲食店等)で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていない店舗を含む)	酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合	

(注) 酒類提供には、利用者による酒類の店内持ち込みを含む(以下同じ)

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外
 ただし、感染防止対策の徹底や入場整理、酒類提供・カラオケ設備使用の休止は要請の対象